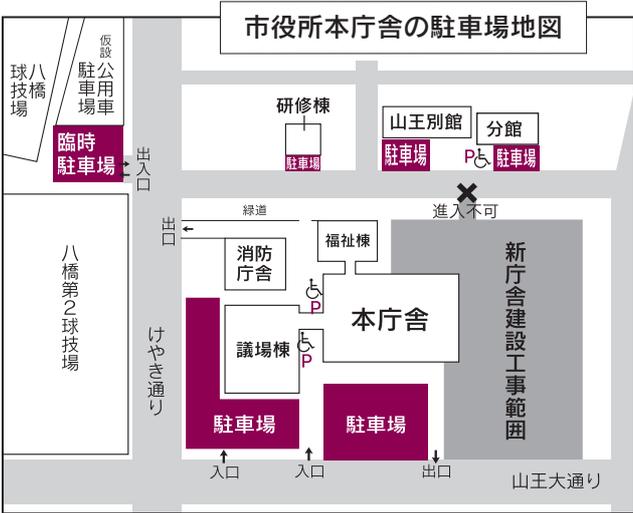


# 窓口繁忙期の混雑緩和にご協力をお願いします

## 転入・転出・転居 手続き忘れずに

3月・4月は、市の窓口が込み合います。また、新庁舎建設工事のため、市役所本庁舎駐車場も狭くなり、大変ご迷惑をお掛けしております。

住民異動届、住民票の写しや戸籍証明書などの請求は各市民サービスセンターでも受け付けます。窓口へお越しの際は、公共交通機関を利用するなど、駐車場の混雑緩和にご協力をお願いいたします。



### 届出窓口

#### 受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分(アルヴェは午前9時～)



■市民課 ☎(866)2018

■北部市民サービスセンター ☎(893)5984

■西部市民サービスセンター ☎(888)8080

■河辺市民サービスセンター ☎(882)5131

■雄和市民サービスセンター ☎(886)5523

■岩見三内連絡所 ☎(883)2111

■大正寺連絡所 ☎(887)2111

■アルヴェ駅東サービスセンター ☎(887)5320

- 本人と確認できる、運転免許証や健康保険証などをお持ちください。
- 「本人」「本人と同一世帯のかた」「法定代理人」以外のかたが届け出るときは委任状が必要です。

### 転入届(他の市区町村から秋田市へ)

届出時期▶転入した日から14日以内  
必要なもの▶前に住んでいた市区町村から交付された転出証明書、または住民基本台帳カード。国民年金加入者は年金手帳もお持ちください

\* 住民基本台帳カードを使って届け出る場合、事前に前住所へ届け出が必要。  
\* 新たに国民健康保険に加入するかたは、窓口でお話ください。転入先の世帯に国民健康保険加入者がある場合は、その世帯の被保険者証をお持ちください。

### 転出届(秋田市から他の市区町村へ)

届出時期▶転出する前(転出先の住所をお確かめください)  
必要なもの(証書をお持ちのかた)▶国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証、福祉医療費受給者証

\* 世帯主が転出する場合、世帯員に国民健康保険加入者があるときはすべての被保険者証をお持ちください。

### 転居届(秋田市内で住所を移したとき)

届出時期▶引越してから14日以内  
必要なもの(証書をお持ちのかた)▶国民健康保険被保険者証、福祉医療費受給者証

\* 転校を伴う場合は、住民異動届けをした際、必要な書類を交付します。「転出・転居」は転校前の、「転入」は転校後の学校に提出してください。

### サービスセンターが臨時休館

北部・西部の各市民サービスセンターが、施設の保守点検のため次の日は終日利用できません。住民票などを発行する自動交付機は利用できません(利用時間は午前9時～午後5時)。  
北部 ☎(845)2261▶3月15日(土)  
西部 ☎(888)8080▶3月21日(金)



### 3月は市税完納強調月間

納期限を過ぎた市税で納め忘れがあるかたは、3月中に納付していただくようお願いいたします。市税の納付は便利な口座振替をご利用ください。

土日、祝日に納税窓口を開設します

日時▶3月21日(金)・22日(土)・23日(日)

午前8時30分～午後5時15分

会場▶納税課(市役所本庁2階)

☎(866)2058

内容▶市・県民税、固定資産税、軽自動車税の納付と納税相談

今月納期の市税は、国民健康保険税第9期。納期限は3月31日(月)です

納期内に納めてくださるようお願いいたします。口座振替をご利用のかたは、納期の最終日が口座引き落とし日になりますのでご注意ください。

国保年金課 ☎(866)2189



## 福祉医療制度

# 医療費の自己負担分を助成します

### ① お子さんが対象

0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認があります。  
2・3・6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限があります。  
小学生▶入院・通院ともに所得制限あり

\*1歳以上のお子さんについて、父母ともに、またはどちらかに市(区町村)民税所得割が課税されている場合は、自己負担分の半額を支払ってもらいます。医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です

\*お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません。また、所得制限があります。

### ② 障がい児(者)が対象

重度心身障がい児(者)▶身体障害者手帳1・3級か療育手帳Aをお持ちのかた  
\*社会保険本人は所得制限があります。

高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4・6級をお持ちのかた

\*社会保険本人は該当しません。また、所得制限があります。

加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と受給者証、印鑑を持って上記の申請窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。

ひとり親家庭のかたで、乳幼児・小学生の福祉医療制度の受給者証(対象区分および負担者番号)の上2ケタが「74」をお持ちのかたは、「74」をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合があります。



### 乳幼児・小学生

### 福祉医療制度の所得制限

「平成25年度総所得額」から「各種控除額」を控除した額が、下段の「所得制限基準額」を超える場合は助成制度に該当しません。また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

#### 平成25年度総所得額

■サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかたは、市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額

■上記以外に、市・県民税を納税通知書で納付しているかたは、市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

#### 各種控除額(控除の種類と控除額)

- 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除▶市・県民税の控除額と同額
- 社会保険料控除▶8万円
- 障害者控除(1人につき)▶普通27万円、特別40万円
- 寡婦(夫)控除▶27万円
- 寡婦控除(特別)▶35万円
- 勤労学生控除▶27万円

#### 所得制限基準額(扶養人数と基準額)

- 乳幼児：0人▶46万円、1人▶49万円、2人▶53万円、3人▶57万円
- 小学生：0人▶26万2千円、1人▶30万2千円、2人▶34万2千円、3人▶38万2千円

■次の扶養控除も、所得制限基準額に加算されます。

- ・70歳以上▶1人につき10万円
- ・16歳〜22歳▶1人につき15万円



ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額および所得制限基準額はこれらとは異なります。

下記の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1〜3割)が助成されます。忘れずに申請してください。

### 申請窓口

#### 受付時間

平日の午前8時30分〜午後5時15分  
(アルヴェは午前9時〜)

#### 子どもの福祉医療：

子ども総務課(市役所3階)☎(866)88466 FAX(866)2405

#### 障がい児(者)の福祉医療：

障がい福祉課(福祉棟1階)☎(866)2093 FAX(866)6662

■北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンターではどちらも申請できます